

越前市「地域クラブ活動」の推進に関する方針

～子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～

令和8年6月
福井県越前市教育委員会

目次

はじめに（本方針の趣旨）	2
第1 新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築の基本的な考え方	2
1 新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築の考え方	2
2 越前市「地域クラブ活動」の理念	3
3 改革期間及び取組方針	3
(1) 改革期間	3
(2) 取組方針	3
第2 「地域クラブ活動」のあり方及び認定制度	3
1 「地域クラブ活動」のあり方	3
2 「認定地域クラブ活動」の要件について	3
3 「認定地域クラブ活動」への参加について	4
4 「認定地域クラブ活動」に関する認定条件について	4
(1) 想定される認定の効果	4
(2) 認定条件	4
(3) 認定手続き	5
第3 地域展開の円滑な推進	5
1 推進体制の整備	5
(1) 市における体制整備	5
(2) 運営協議会等の設置	5
2 生徒が所属する中学校等との連携	6
3 関係団体等・大学・民間企業との連携	6
4 各種課題への対応	6
(1) 運営団体・実施主体の整備等	6
(2) 「認定地域クラブ活動指導者」の確保・育成	6
(3) 活動場所の確保	6
(4) 活動場所への移動手手段の確保	7
(5) 生徒の安全・安心の確保	7
(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保	8
第4 学校部活動のあり方	8
1 適切な運営のための体制整備	8
(1) 部活動の方針の策定等	8
(2) 指導・運営に係る体制の構築	9
2 適切な指導及び安全・安心の確保	9
(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶	9
(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進	10
3 適切な休養日等の設定	10
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	10
5 大会等への参加の引率	10
第5 関連する制度のあり方	10
1 教員等の兼職兼業	10
2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い	10
越前市「認定地域クラブ活動」の認定に関する要領	12
（参考様式1）学校の部活動に係る活動方針	30
（参考様式2）共同管理報告書	31

はじめに（本方針の趣旨）

本市では、令和5年度に始まった学校部活動改革に関する「改革推進期間」（令和5年度から令和7年度）において、地域クラブ活動の運営モデルを形成し、着実に学校部活動の地域展開への歩みを進めてきた。一方で、運用の形態や指導者の確保など様々な課題があることが明らかとなってきた。

そうした中においても、全国的に中学生世代の人口減少は進んでおり、学校部活動を巡る状況はますます厳しくなっている。本市においても今後、少子化の波は進んでいくと考えられており、将来的に子どもたちが地域でスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するのが難しくなると思われる。

令和7年5月に出された国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、文部科学省では、令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、学校部活動の地域展開の実施を推進することとした。

そこで、国が令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を策定したことを受け、福井県は令和8年4月に「部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針」（以下「県方針」という。）を策定した。本市においても、国ガイドライン並びに県方針に沿って、次のように越前市「地域クラブ活動」の推進に関する方針（以下「本方針」という。）を定める。

第1 新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築の基本的な考え方

本市においても、文部科学省が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に沿った、中学校における部活動のあり方について検討しており、令和5年度より「越前市の子どもたちの新たな活動環境に係る検討委員会」（令和6年度からは、越前市の子どもたちの新たな活動環境構築に係る協議会）を立ち上げて検討している。また、令和5年から令和7年の3か年間、国の「地域運動部活動推進事業」に採択され、越前市「地域クラブ活動」モデル事業として越前市の子どもたちのスポーツや文化芸術に係る活動環境作りに取り組んでいる。

そこで、新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築について、次のように本市の基本的な考え方をまとめた。

1 新たなスポーツや文化芸術の活動環境構築の考え方

- ① 少子化等の中でも将来にわたり越前市の子どもたちが、スポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ② 越前市の子どもたちが、自発的な参画を通して「楽しさ」・「喜び」を感じ、自己実現を図りながら活動することができる場を整備する。
- ③ 地域の持続可能で多様なスポーツや文化芸術の環境を一体的に整備し、過度に専門性を追求するのではなく、子どもたちが気軽に参加できるように受益者の負担をできるだけ減らし、多様な体験機会を段階的に確保する。

2 越前市「地域クラブ活動」の理念

- ① 越前市のウェルビーイングの方針（自分らしさを感じる場、可能性を引き出す舞台づくり）に沿った「地域クラブ活動」
- ② 子どもや大人、障がい者の参加・交流がある地域連携の「地域クラブ活動」
- ③ 新たなコミュニティの場（学校・家庭以外のコミュニティ）の創出としての「地域クラブ活動」
- ④ 多様なスポーツや文化芸術の機会を広げる「地域クラブ活動」
- ⑤ 体力、技術の向上、判断や選択（自己決定）による主体性育成の「地域クラブ活動」

3 改革期間及び取組方針

(1) 改革期間

令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として設定（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする。）

(2) 取組方針

休日については、原則、全ての学校部活動において地域展開を行う。

平日については、学習指導要領に学校教育の一環としての位置づけがあることから、原則として、生徒の学びの場を保障する観点から引き続き学校部活動を実施する。ただし、平日の活動についても、各種課題を解決しつつ、平日の活動の場を整備していく。

第2 「地域クラブ活動」のあり方及び認定制度

1 「地域クラブ活動」のあり方

「地域クラブ活動」においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要である。

「地域クラブ活動」は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものである。また、学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われるものである。

2 「認定地域クラブ活動」の要件について

本方針を遵守し、越前市「認定地域クラブ活動」の認定に関する要領に基づき、認定された団体を越前市「認定地域クラブ活動」（以下「認定地域クラブ活動」という。）と定義する。「認定地域クラブ活動」は、福井県中学校体育連盟のいう地域クラブ活動と同等のものとする。なお、学校施設等を優先的に利用できる団体は、次に掲げる要件を満たし、越前市「認定地域クラブ活動」誓約書兼申請書（様式第1号）を教育委員会に提出し認定を受けた団体とする。

ア その構成員の過半数が市内に在住し、かつ、越前市内の中学校に在籍する生徒を5人以上有すること。

イ 優先利用団体として登録されていることについて、越前市の公式ウェブサイトで公開されることに同意すること。

ウ 県・地区中学校体育連盟及び市内競技や文化芸術の協会・団体・連盟等から大会・コンクール等の役員及び審判員・審査員の要請があった場合、協力すること。

エ 営利団体ではないこと。

3 「認定地域クラブ活動」への参加について

(1) 参加生徒について

「認定地域クラブ活動」に参加する生徒は、参加を希望する越前市内及び近隣の中学生とし、参加を募る際には、制限を設けないこと。ただし、上記の2の要件は遵守すること。

(2) 認定地域クラブ活動指導者

中学生の特性・発達段階の理解、及び暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等が不適切行為であることを理解していること。県又は市の指導者研修会を受講し、越前市の地域クラブ活動の考え方や理念を理解していること。生徒の多様なニーズに応えられる資質向上に積極的に取り組み、適切な言動に必要な資質・能力を備えた者を指導者とする。かつ、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
- イ 暴力団あるいは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者。
- ウ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者。

4 「認定地域クラブ活動」に関する認定条件について

(1) 想定される認定の効果

- ア 生徒・保護者等に対する市による情報提供
- イ 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ウ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可
- エ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加（交通費・宿泊費の支援や大会参加規程の見直し等）

(2) 認定条件

本方針を遵守し、本方針に基づき、次に掲げる要件をすべて満たした団体を越前市「認定地域クラブ活動」（以下「認定地域クラブ活動」という。）と認定する。「認定地域クラブ活動」は、福井県中学校体育連盟が認定する地域クラブ活動と同等のものとする。

- ア 県方針に準じた活動であるとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- イ 市内に主な活動の拠点（越前市内の施設で活動）があること。
- ウ 参加している生徒の過半数が越前市内在住であること。
- エ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
 - 市や県が定める研修を受講し、市や県に登録された認定地域クラブ活動指導者が活動に携わること
 - 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること
- オ 適切な安全確保の体制が確保されていること。
 - 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
 - 市教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間

- で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
 - 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること
- カ 適切な運営体制が確保されていること。
- 地域クラブ活動の実施主体において、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
 - 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- キ 所属生徒の在籍校との連携が適切に行われていること。
- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること
 - 市が、学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- (3) 認定手続き
- ア 地域クラブ活動として認定を受けたい団体は、別紙「越前市「認定地域クラブ活動」の認定に関する要領」に定める申請書等を市教育委員会に提出し、市教育委員会は提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査の上、認定を実施する。
 - イ 認定の有効期間は、最長3年間とする。
 - ウ 市教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを行う。

第3 地域展開の円滑な推進

1 推進体制の整備

(1) 市における体制整備

- ア 改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施する。
- イ 地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展+新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施する。
- ウ 市は、各地域クラブ（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施する。
- エ 「実施主体」は、市の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施する。

(2) 運営協議会等の設置

- ア 学校、地域クラブ活動、保護者、行政など、立場の異なる関係者が一堂に会し、関係者間の情報共有・意思疎通を行い、認識のズレを防ぐための場として設置する。
- イ 地域展開の方針・計画の策定・進捗管理。推進計画に基づいて具体的なアクションを

決定し、その進捗を定期的に確認する場として運営協議協議会を設置する。

ウ 課題発生時の調整・解決機能という点。指導者の確保、施設の調整、費用負担の問題など、実際に運営を行う上でのさまざまな課題について迅速に対応策を協議できる場として設置する。

2 生徒が所属する中学校等との連携

ア 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等に共有を行う。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密な連携を図る。

イ 地域クラブ活動での学校施設等の活用や従事を希望する教師等の兼職兼業等を円滑に行うため、中学校等と必要な連絡調整等を行う。

ウ 地域クラブ活動への参加促進等のため、小学校や中学校等と連携しつつ、生徒・保護者に丁寧な情報提供等を行う。

3 関係団体等・大学・民間企業との連携

部活動改革を円滑に進めるために、市が幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、中学校校体育連盟、中学校教育研究会、スポーツ推進委員等）、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要となる。

4 各種課題への対応

(1) 運営団体・実施主体の整備等

市は、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくこと。特に、総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備する。

(2) 「認定地域クラブ活動指導者」の確保・育成

市「認定地域クラブ活動指導者」人材バンクとして、市内外に広く募集の周知を行い、「認定地域クラブ活動指導者」の募集を行う。また、県「認定地域クラブ活動指導者」人材バンクからの情報提供も活用する。

市から認定された「認定地域クラブ活動」担当者及び指導者は、各年度に2回、越前市教育委員会が主催する指導者講習会を受講するものとする。ただし、以下の団体が主催する指導者講習会に参加及び指導者資格を取得した場合は、指導者講習会を受講したものとする。

ア 越前市公認スポーツ指導者（公益社団法人越前市スポーツ協会）

イ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（種類は問わない）

ウ その他、越前市教育委員会が実施する講習会と同等以上の講習内容である指導者資格取得者、講習会参加者

(3) 活動場所の確保

地域クラブ活動の活動場所として、学校施設等をはじめ、社会教育施設や民間施設等の様々な施設が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を十分に確保していくことが不可欠であると考えられる。

その際、特に、学校施設等については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりにつな

げていくことも重要である。

(4) 活動場所への移動手段の確保

活動場所への移動手段の確保については、多くの生徒が集まりやすい活動場所の確保との一体的な検討、スクールバスなどの既存の送迎車両の有効活用を行うことが重要であるとともに、地域公共交通との連携等の観点から、市における交通部局と教育部局及びスポーツ部局・文化芸術部局等が密接に連携しつつ対応することが必要である。

(5) 生徒の安全・安心の確保

中学生の特性・発達段階の理解、及び暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等が不適切行為であることを理解していること。県又は市の指導者研修会を受講し、越前市の地域クラブ活動の考え方や理念を理解していること。生徒の多様なニーズに応えられる資質向上に積極的に取り組み、適切な言動に必要な資質・能力を備えた者を指導者とする。かつ、以下のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会に非難されるべき関係等を有している者

ウ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

活動の指導における体罰や暴言、セクシャルハラスメント等は中学生の人権を著しく侵害する行為である。指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを指導者一人一人が認識する。また、体罰は直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒にも、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになることを認識する。

認定地域クラブ活動担当者及び指導者は、活動の指導において、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、許されないものであるとの認識をもち、これを行わないための取組を行う。体罰が起こりうる要因には、指導者が勝利至上主義に陥り、厳しい指導と称して行ってしまうことも大きな要因であるため、日頃から指導者同士で指導内容や指導法について声を掛け合い、不当な指導を抑止し合うことも大切である。

保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、認定地域クラブ活動担当者や指導者から保護者や中学生に積極的に説明して共通理解を図ることが大切である。

エ 事故防止と安全管理

認定地域クラブ活動の代表者、コーディネーター（以下「担当者」という。）及び指導者は、活動の実施に当たり、中学生が常に安全に活動できるよう、安全指導体制を徹底する。また、指導者や参加する生徒等は、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入し、かつ、遠征等に係る安全確保については、国の「部活動の遠征等における安全確保について（通知）」（令和8年5月19日8ス地ス第8号）を遵守すること。

<事故防止と緊急時の対応>

- ・中学生の生命や身体の安全確保のため、日頃から負傷事故防止に努め、緊急対応が迅速にできるよう心がける。
- ・事故が発生した場合は、中学生の安全を最優先するとともに、事故の事実関係を正しく把握する。また、速やかに認定地域クラブ活動担当者及び越前市教育委員会に第一報を入れ、必要な場合は、躊躇なく救急車を要請する。
- ・事故発生後は、事後処置を認定地域クラブ活動担当者及び越前市教育委員会に報告し、再発防止に努める。
- ・活動時（活動場所への移動を含む）に、生徒が自転車で移動する場合は、ヘルメット着用の指導など、交通安全に細心の注意を払うよう指導する。
- ・保護者への連絡にあたり、迅速・適切・誠実な対応を徹底する。

<生徒の体調管理について>

- ・活動前後には、中学生の健康状態を把握し、指導中から指導後まで健康管理、安全管理に徹する。
- ・熱中症等の対策として、高温や多湿時にはWBGT値（暑さ指数）に留意し、中学生の体調管理に努め、十分な水分補給や休憩時間を確保する。
- ・中学生が活動中に気分が悪くなったときには、必ず申し出るよう日頃から徹底する。

<安全管理について>

- ・AED、担架、救急箱の設置場所等を把握するとともに、緊急時の救急体制や連絡体制についても計画する。
- ・活動場所の施設設備等については、常にその安全状態を把握するとともに、必要に応じて安全点検を実施し、事故防止に努める。
- ・急激な天候の変化（雷、大雨等）の際には、活動を停止し安全な場所に避難させる等、迅速な対応をする。特に雷鳴時はすぐに避難し、雷鳴が聞こえなくなっても20分程度は落雷の危険があることに留意する。

(6) 障がいのある生徒の活動機会の確保

- ア 障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進めていくためには、障がいがある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めることが重要。
- イ 指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うとともに、多様な地域の関係者と連携し、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要。
- ウ 学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受入れ側の障がいの状態や特性等への理解や学校側の協力などの連携が必要。

第4 学校部活動のあり方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。（参考様式1参照）

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日及び休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を、生徒や保護者への文書配布等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、活動時における生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員数のおおむね2分の1の部活動数になるよう見直しを行う。なお、見直しを行う際には、地域の意見や生徒のニーズを踏まえ、慎重に対応する。

イ 市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員や外部指導者を積極的に採用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員や外部指導者の採用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、以下のことに関し、定期的に研修を行う。

- 部活動の位置づけ、教育的意義
- 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- 安全の確保や事故発生後の適切な対応
- 生徒の人格を傷つける言動や、体罰の禁止
- サービスの遵守（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導及び運営、管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動や文化活動等を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか、また、認定地域クラブ活動の指導と一貫性を確保しているか等について、適宜、指導・是正を行う。

オ 校長は、部活動について共同管理体制を導入し、部活動顧問及び部活動指導員は、共同管理報告書（参考様式2参照）を活用して、複数の部活動の安全管理を効率よく行う。

カ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とする部活動指導に係る知識及び技能の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組みを行う。

2 適切な指導及び安全・安心の確保

(1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。

イ また、事案発生時には迅速な対応及び再発防止の徹底を図る。その際、特に、顧問の教師等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であ

り、生徒のケアを最優先に加害生徒への指導等に適切に対応する。

ウ 事実確認等に当たっては、加害者、被害者、その他の関係者から丁寧に聞き取りを行い、事案に応じて厳正な処分等を検討する。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

部活動顧問は、その活動内容に即しながら過度の練習・活動が、必ずしも体力・運動能力・技術の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 週当たり2日以上休養日を設ける。

(2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、休日は1日3時間程度とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(3) 長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定する。

ア 生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする。

イ 活動時間・休養日等の設定に当たっては、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも検討する。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備することが重要である。ニーズを踏まえつつ、総合文化部の設置、複数の部活動の掛け持ち、レクリエーションに重点を置いた活動の実施等を推進する。

イ 校長は、全ての生徒が一律に加入すべきものではなく、生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、生徒の意志に反して強制的に加入させることがないようにする。

5 大会等への参加の引率

市教育委員会及び校長は、学校の部活動における大会等の引率は、部活動指導員や校長が認める外部指導者など、教員以外の者が担うことを原則とし、やむを得ず教員が引率を行う場合には、部活動顧問の過度な負担とならないよう配慮する。

第5 関連する制度のあり方

1 教員等の兼職兼業

地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ）は、当該教師等が希望する場合であって、地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能。ただしパートタイム会計年度任用職員は兼職兼業の許可は不要。

2 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

ア 学校部活動と地域クラブ活動で、高等学校入学者選抜における取扱いに差異が生じること

のないように十分に留意すること。

イ 学校部活動・地域クラブ活動に参加していないことや、途中で退部・退会したこと、他の活動に移ったことなどのみをもって不利に取り扱うことは適切でない。

ウ 調査書の記載に当たっては、活動歴や大会成績だけでなく、活動等からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力に言及するなど、記載を工夫することが望ましいと考えられる。こうした生徒の長所等については、生徒による自己評価資料、面接や小論文などの方法を用い、入試全体を通じて多面的に評価していくことも考えられる。

附 則 本方針は、令和8年6月30日から施行する。

越前市「認定地域クラブ活動」の認定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、越前市教育委員会(以下「教育委員会」という。)として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 越前市「認定地域クラブ活動」の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 福井県「部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針」に準じた活動であるとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

(越前市「地域クラブ活動」の推進に関する方針第2章、第3章参照)

- (2) 市内に主たる活動拠点があること。
- (3) 所属生徒の過半数が市内在住であること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 所属生徒の在籍校との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、次条第1項の規定による提出書類に基づき判断する。

(認定申請)

第3条 越前市「認定地域クラブ活動」の認定の申請は、認定を受けようとする団体が、越前市「認定地域クラブ活動」誓約書兼申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出することにより行うものとする。

- (1) 越前市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)
- (2) 活動計画書(様式第3号)
- (3) 指導者一覧(様式第4号)
- (4) 参加者名簿(様式第5号)
- (5) 規約又は会則等

2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った団体(以下「申請者」という。)に必要

な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 前項の規定により認定を受けた地域クラブ活動は「越前市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、越前市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、越前市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 教育委員会は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

(認定の有効期間)

第6条 越前市「認定地域クラブ活動」の認定の有効期間は、3年間とする。

(変更の届出)

第7条 越前市「認定地域クラブ活動」の団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに越前市「認定地域クラブ活動」変更の届出書(様式第8号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(認定取消しの申出)

第8条 越前市「認定地域クラブ活動」の団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに越前市「認定地域クラブ活動」認定取消しの申出書(様式第9号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、越前市「認定地域クラブ活動」が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき。

(2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

(3) 越前市認定地域クラブ活動の団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

(4) 第3条第1項に規定する活動計画書(様式第3号)を提出しなかったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、越前市「認定地域クラブ活動」認定取消通知書(様式第10号)により、越前市「認定地域クラブ活動」の団体に通知するものとする。

(越前市「認定地域クラブ活動」に対する指導助言等)

第10条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、越前市「認定地域クラブ活動」の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(越前市「認定地域クラブ活動」に対する支援)

第11条 教育委員会は、越前市「認定地域クラブ活動」について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用）
- (2) 地域クラブ活動の広報活動支援

(越前市認定地域クラブ活動の責務)

第12条 越前市認定地域クラブは、次に掲げる責務を負い、適切な運営に努めるものとする。

- (1) 大会に参加する場合、大会の資格要件等を十分に確認し、次に掲げることについて留意すること。

ア 必要に応じて各競技団体や各連盟等への登録や加盟が求められることから、登録及び登録費の納入が学校等と重複しないように配慮すること。

イ 中学校体育連盟等が主催する大会をはじめ、各種大会等の参加資格については、それぞれ出場要件等が異なるため、必ず事前に確認し、必要に応じて手続等を行うこと。

- (2) 越前市「認定地域クラブ活動」は、教育委員会が行う事業に対し、教育委員会から依頼があった場合は、連携協力を積極的に行うこと。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定めるものとする。

越前市教育委員会
教 育 長 殿

団体名
代表者氏名

越前市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

越前市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、「越前市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」第3条第1項の規定により申請します。

(誓約事項)

- 1 越前市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

別紙
(様式第1号)

1	団体名	
2	地域クラブ活動の種目	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	主な活動内容	
6	主な活動場所	
7	参加者数	全体 名 (うち、中学生 男子 名 女子 名)
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域・中学校区	募集対象区域を【 設けている ・ 設けていない 】 設けている場合、募集対象の中学校区
10	参加費、保険料などの 受益者負担	入会費： 円 参加費： 円/月 円/年 保険料： 円/年 その他： 円/年
11	指導者諸金	円/ 時 ・ 回 ・ 年
12	添付書類	① 越前市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第2号) ② 地域クラブ活動の活動計画書 (様式第3号) ③ 指導者名簿 (様式第4号) ④ 参加者名簿 (様式第5号) ⑤ 団体の規約又は会則等 ⑥ 地域クラブ活動に係る収支計画書 (地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ) ⑦ 指導者や地域クラブ活動の運営に携わる者の誓約書

越前市「認定地域クラブ活動」認定申請確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市（区町村）が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること^{※1}
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設定する。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- 国が示す参加費等の金額の目安^{※1}を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

※1 休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度を参加費のイメージとする。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 県や市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※¹

※¹ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等※¹を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※²
 - ・団体の目的
 - ・役員（代表、副代表、会計、監事※³）の選任・解任に関すること
 - ・総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※⁴
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※¹ 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※² 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※³ 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設等を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

令和 年 月 日

越前市教育委員会
教 育 長 殿

団体名
代表者氏名

令和 年度 活動計画書

団体名	(男女 ・ 男子 ・ 女子)						
	活動種目：						
団体代表者	氏名：			職業：			
	住所：						
	連絡先(TEL)：						
	// (メール)：						
所属会員数		小学生以下	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校生以上	合計
	男子						
	女子						
指導者数	公認指導者資格保有者		市が基準とする要件を有する指導者		合計		
加入保険名							
入会金	・あり () 円 ・なし						
会費	・あり () 円 ・なし						
その他の費用							
週間計画 ※活動のない日は「休養日」と記入	曜日	活動時間			活動場所		
	月						
	火						
	水						
	木						
	金						
	土						
	日						

(様式第4号)

年 月 日

令和 年度 指導者一覧

団体名: _____

代表者名: _____

越前市、福井県、国のガイドライン等を遵守し、下記の指導者一覧表に示す指導者のもと、適切に指導を行います。

No.	氏名	生年月日	住所	連絡先	保有資格	指導者要件※
例	越前 太郎	昭和〇年〇月〇日	越前市〇〇	090-1234-〇〇〇〇	-	ア
	日野 花子	昭和〇年〇月〇日	越前市〇〇	090-5678-〇〇〇〇	〇〇公認〇〇コーチ	-
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

※越前市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)

令和 年度 参加者名簿

団体名: _____

No.	氏名	学年	性別	在籍校	在在地	No.	氏名	学年	性別	在籍校	在在地
例	武生 一郎	2	男	武生第一中学校	越前市	例	日野 花子	2	女	万葉中学校	越前市
1						36					
2						37					
3						38					
4						39					
5						40					
6						41					
7						42					
8						43					
9						44					
10						45					
11						46					
12						47					
13						48					
14						49					
15						50					
16						51					
17						52					
18						53					
19						54					
20						55					
21						56					
22						57					
23						58					
24						59					
25						60					
26						61					
27						62					
28						63					
29						64					
30						65					
31						66					
32						67					
33						68					
34						69					
35						70					

(様式第6号)

年 月 日

殿

越前市教育委員会
教育長

越前市認定地域クラブ活動認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、越前市認定地域クラブ活動の認定申請について、認定することとしましたので「越前市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」第5条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定の有効期限

以上

(様式第7号)

令和 年 月 日

殿

越前市教育委員会
教育長

越前市認定地域クラブ活動不認定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった、越前市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「越前市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

以上

(様式第8号)

年 月 日

越前市教育委員会
教 育 長 殿

団体名
代表者氏名

越前市認定地域クラブ活動変更の届出書

令和 年 月 日付けで越前市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「越前市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 地域クラブ活動の名称

2 変更事項

3 変更年月日

4 変更内容 (新)

(旧)

5 変更の理由

以上

(様式第9号)

年 月 日

越前市教育委員会
教 育 長 殿

団体名
代表者氏名

越前市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

令和 年 月 日付けで越前市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「越前市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」第9条第1項の規定により下記のとおり越前市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

以上

(様式第10号)

令和 年 月 日

殿

越前市教育委員会
教育長

越前市認定地域クラブ活動認定取消通知書

令和 年 月 日付けで越前市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「越前市認定地域クラブ活動の認定に関する要領」第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称

- 2 認定取消しの理由

以上

(参考) 認定地域クラブ活動指導者の登録にあたってご活用ください。

認定地域クラブ活動指導者登録申請書 (例)

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日	性別	
氏名		年齢	申請日時点を記載		
ふりがな					
住所					
連絡先	TEL : 日中連絡のとれる番号を記載 E-mail :				
勤務先	勤務先名称 : 勤務先住所 :				
勤務先からの承認	<input type="checkbox"/> 了済み <input type="checkbox"/> これから確認する <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不用 <input type="checkbox"/> その他 ()				
指導可能な競技等					
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	○○クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
	指導団体・年数	××クラブ ●●年 (xx年xx月～xx年xx月)			
保有資格・免許	保有している指導者資格や審判資格、教員免許等を記載				
指導可能地域	<input type="checkbox"/> 都道府県・市・区・町・内全域 <input type="checkbox"/> ●●地区 <input type="checkbox"/> ●●地域				
指導可能時間帯	<input type="checkbox"/> 土曜午前 <input type="checkbox"/> 土曜午後 <input type="checkbox"/> 日曜午前 <input type="checkbox"/> 日曜午後 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 平日 (●・●・●曜日の●:●●～●:●●)				
応募動機					

誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

令和 年 月 日

住 所

氏 名

(参考様式1) 学校の部活動に係る活動方針

年度 越前市〇〇〇中学校

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生徒の実態</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ねらい</div> <div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">保護者の願い</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学校や地域の実態</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">活動方針</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>※活動時間、休養日を明記</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域の要望</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">設置部活動</div> <div style="border: 1px solid black; height: 150px;"></div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">外部指導者との連携</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">指導力向上</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">危機管理体制</div> <div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">体罰等の防止</div> <div style="border: 1px solid black; height: 60px;"></div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">評価と改善</div> <div style="border: 1px solid black; height: 80px;"></div>	

※活動方針には、これらの項目を含めて記載すること。
 なお、様式については、適宜変更可とする。

(参考様式2) 共同管理報告書

部活動指導の共同管理報告書

【業務内容】

- 同じ活動場所の複数の部活動の安全管理を行う。
- チェック表に基づいて、活動場所における安全管理を行う。
- 部活動終了後、チェック表を管理職に提出し、管理職が点検・管理する。

チェック表

点 検	印
-----	---

共同管理者名			
月	日()	活動時間	: ~ :
		活動場所	グラウンド・第1体育館・第2体育館・特別教室
天気	気温	湿度	暑さ指数(WBGT温度)
晴れ・曇り・雨	℃	%	℃
熱中症予防のための運動指針			
WBGT温度	各顧問への連絡		水分補給・休息等の実施
21℃以下	<input type="checkbox"/> ほぼ安全	適宜水分補給	<input type="checkbox"/> 水分補給の実施 <input type="checkbox"/> 休息の実施
21～25℃	<input type="checkbox"/> 注意	積極的水分補給	
25～28℃	<input type="checkbox"/> 警戒	積極的休息	
28～31℃	<input type="checkbox"/> 厳重警戒	激運動中止	
31℃以上	<input type="checkbox"/> 運動は原則中止		
活動部活名	活動人数	練習内容	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
男・女 部	人	通常練習・練習試合・その他	
特記事項			
例) どの部活動もマネージャー等が水分補給の準備を整えており、休憩時間に部員が適宜水分補給していた。 例) どの部活動も活動前後にグラウンドの土をならしたり、石を取り除いたりして安全管理に努めていた。 例) 練習中に雷が鳴り始めたので、各顧問とともに生徒を校舎内に移動させ、室内練習メニューに変更した。			
けが等の有・無	学年・クラス	生徒氏名	
男・女 部	年 組		
対処内容			
例) 転倒して肘に擦過傷有り。保健室に同行し、養教に適切な処置を依頼。その後、練習に復帰。 例) 熱中症を疑う症状有り。涼しい場所で休息させ水分を補給させる。その後症状は改善したが、練習には復帰せず顧問から保護者に連絡し、保護者とともに帰宅。			
男・女 部	年 組		
対処内容			